障　福　第　２０９３　号
令和７年（2025 年）８月 28 日

各障害福祉サービス事業所等管理者　様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業に係る実績報告書の提出について

標記につきまして、本事業に係る補助金の交付を受けた法人（事業者）におかれましては、下記のとおり実績報告書を提出してください。

なお、本事業に係る補助金に過払いが生じる場合は、返還となりますので御了承いただくとともに、別途、返還手続きについてお知らせいたします。

記

１　提出受付開始日
令和７年（2025 年）８月 28 日（木）

２　提出期限
令和８年（2026 年）３月 31 日（火）
上記提出期限までに本事業を完了させ、事業完了後、速やかに（※１，２，３）実績報告書を提出いただくよう御協力願います。
（※１）本通知発出時点で既に事業が完了している場合、９月末を目途に実績報告をくださるようお願いいたします。
（※２）本通知発出以後に事業が完了する場合、事業完了後、30 日以内を目途に実績報告をくださるようお願いいたします。
（※３）令和８年（2026 年）３月 31 日（火）に事業完了し、同日の提出期限に間に合わない場合は、令和８年４月 10 日（金）までに実績報告をくださるようお願いいたします。

３　提出方法
北海道電子自治体共同システムから提出
【提出フォーム】https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=mtboo3zI

※報告書様式や提出フォームは、下記の北海道ホームページに掲載しています。
提出に際して疑義が生じましたら、同ホームページ内の「お問い合わせ受付フォーム」へ質問事項を御記入ください。
【ホームページ】https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/217716.html

４　留意事項
（１）実績報告書は、事業計画書を提出した法人ごと（道内分）に作成願います。
（２）本事業に係る補助金の交付を受けたものの、事業の中止又は廃止をする場合や、期間内に事業完了しない又は遂行困難となった場合には、速やかに御報告ください。
（３）本事業に係る補助金額に相当する人件費の改善や職場環境の改善が行われていない場合や、実施要綱に記載の要件を満たさない場合、虚偽又は不正な手段により補助金を受けた場合は、交付された補助金の一部又は全部を返還する必要があります。
（４）実績報告書において、職場環境改善経費を報告する場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除外してください。報告書作成時に控除税額が未確定の場合は、別途「消費税等に係る仕入控除税額報告書」を送付しますので、御連絡ください。

事業指導係
TEL：011-204-5075
（内線 25-220, 25-221, 25-222）